

Press Release

令和2年7月7日 厚生労働省 消費者庁 農林水産省

令和2年7月3日からの大雨に係る食品表示法に基づく 食品表示基準の運用について

厚生労働省は、災害救助法の適用を受けた被災地において、消費者庁及び農林水産省と連名で、食品表示基準を弾力的に運用する旨を令和2年7月7日に関係機関に通知しました。

なお、特にアレルギー表示及び消費期限については、被災者の方々の食事による 健康被害を防止することが何より重要なため、これまでどおり、取締りの対象とな ります。

<添付資料>

・令和2年7月3日からの大雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用に ついて

お問い合わせ先

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

担当者:伊藤、久下

代表: 03-5253-1111 (内線 2359)

消費者庁表示対策課 担当者: 宮本、伊藤

代表: 03-3507-8800 (内線 2612) ダイヤルイン: 03-3507-9144

農林水産省消費・安全局

消費者行政·食育課 担当者:福田、加藤

TEL : 03-3502-8111 (内線 4630)

直通: 03-6744-1703